

中小企業共同事業等促進助成(連携促進)



3事業者以上が集まって実施するイベントや共同販促に対して、事業にかかる経費の一部を助成します。

制度概要

補助対象者	3以上の小規模事業者等で構成される団体 (構成員の2分の1以上が商工団体の会員であるものに限る。)
対象事業	補助対象の団体が実施するイベントや共同販促であって、地域店舗の連携が促進されるもの (対象事業例) 大売出し、ポイント事業、クーポン提供、地域マップ作成、当該地域で行う賑わいづくりのイベントなど。ただし、他の補助金との重複はできません。
補助対象区域	中心市街地(久留米市が作成した中心市街地活性化基本計画に基づき定めた区域)を除く区域
補助対象経費	チラシなどの印刷代、イベントや共同販促の実施に必要な会場代、設営料、備品等のレンタル料、消耗品代、謝金(補助対象者、商工団体、地元商店街の構成員への謝金は対象外とする。)、人件費(イベント等のために雇用するアルバイト代等)など。ただし、飲食代は対象になりません。
補助率等	補助率: 50% 補助上限額: 1団体あたり150千円 (補助下限額: 50千円)
交付回数制限	補助上限額150千円に達するまで回数制限なし
備考	平成29年度に実施する事業から対象とする

お問い合わせ

久留米市 商工観光労働部商工政策課 (商業活性化チーム)
久留米市城南町15番地3
TEL 0942-30-9134
FAX 0942-30-9707
E-MAIL syoko@city.kurume.fukuoka.jp

